

鳥取県における部落問題をめぐる動き

山村彦也

同和教育

「聞けない、渡さない」と申しますが、鳥取県の同和教育にも、先覚者の苦しいたかいたと、時代の進歩、民主主義の前進を支えられて、ようやく将来を展望しうる曙光がさしはじめたように思われます。「解同」の糾弾を武器としたいわれなき介入とこれに迎合しながら教育現場をしめつけようとする教育委員会が奮闘して、行政主導の一方的なおしつけ「同和教育」が長期にわたってこなわれてきたことが、巨視的にみれば教師や父母、住民の根柢に不満と批判の前に、そのような傾向は徐々に変化しています。小・中学校と高校ではかなりのおおがいはあっても、教師の自覚と自主性、学校の組織ととりくむ姿勢、特に今まで

学校と同和教育にどれだけ真面目にとりくんで来たかといったことで、現在の各学校の同和教育には極めて大きな傾斜が生じています。が、正しい同和教育が追求され、その内容、方法におけるらすみか少しづつではあっても改められてきました。

運動教育では、行政側からの強制的な同和教育の傾向はまだ続いています。その中でも自主的、民主的な芽があらわれています。今まで「タテ」視されていたことも話し合われるようになり、同和教育の本質に迫るような問題が研究、討論されたいました。地区進出学習は、年間行事予定に組まれ、当番をきめて実施されてはいても、今まで主として入試準備や学力補充であったものが、真の部落解放の力を発揮するよう内容にしようとして検討されたり、学力補充を遅区の子どもだけにおこ

なうこに疑問をもたれたりしています。「部落民宣言」もおこなわれていますが、それを一つの到達点として計画的にとりくむことと矛盾もたれ、思想信条の自由の観点からも見直す動きが出ています。

高校の同和教育の場は主としてホーム・ルームの時間、クラブ活動、校外のサークル活動などで、それはどの学校でもまた従来とも変わっていません。しかし、高校では県教育委員会の手導も運動教育とはちがいで、また「解同」の介入も以前のような無法は許されなくなりましたので、学校が同和教育を学校教員主体の中にどのように位置づけ、教師集団がこれにどうとりくむかという、もつとも基礎となる問題の如何によって、学校ごとに大きな格差が現われているのが現状です。

ホーム・ルーム活動では時間数のとり方、内容や方法において、学校、教師が職員会や研修会ととらけ研究討議を深めているかを反映して、形式的な教師の講義から、事前に準備された生徒の自主的な対話、討論にいたるまで、いろいろならがいがみられます。最近同和教育の内容も内容的、一般的なものから、学校の内外に生起する部落問題の具体的なものへ変化し、また実態調査、研究調査

などの組織的なものもおこなわれるようになってきました。かつては、少数の自覚的な教師によって細々ととりくまれた同和教育が、今では形の上とはい学校と教師主体がとりくむようになりました。それは一定の前進ではあっても、同和教育が民主主義教育の重要な一面だという自覚と、自主的、民主的な道を通ってそうならたのではないという所に大きな問題をはらんでいます。しかしその中であつても、正しい同和教育が追求されるようになったということは重視しなければなりませんし、今後発展させるにはならぬ重要な課題でしょう。今まで苦しい道を歩み続けた自覚的な教師は、この有利な条件を生かし、指導性を發揮して、同和教育を通して教育の民主的改善の路線を大きく前進させなければなりません。

後を断たない同和事業をめぐる不正

同和事業を利用した不正、腐敗事件は、全国各地と数多く明るみに出て、国民の同和行政にたいする不信と批判を高め、一九八二年には「同特法」にかわって、新たに「地域改

善対策特別措置法」が施行され、若干の是正がおこなわれましたが、今日でもその跡を断つにいたっていません。

部落解放同盟鳥取県連は、同和事業を利用して事業費の一・三三%をリベートとして制度的に定め、職員業者から取り立てていることと県議会を説明され、県民の批判が強まっています。鳥取県における七九年度から八三年度までの五年間の同和事業費は、物的施策だけで四百二十八億円で、その一・三三%、実に五億七千万円の公金が「解同」県連や、同役員などに流れていることとなります。

八頭郡那家(こおげ)町の國中養護同地建設では、トラクターやサイロを納入した町農協は、約二百万円を「解同」に「寄付」し、同農協は県に「自主的、な行為だ」と報告していますが、県議会でこれこそ補助金が「解同」にかすめとられている事実だと指摘されました。また、七八年の「解同」県連書記長の県補助金詐取、八一年の小集落改良事業での「解同」役員が私腹ごやしと、これへの町の癒着など不正行為が後を断たないのは、「行政の責任でおこなうべき同和事業」に、運動体である「解同」の介入を許し、「窓口一本化」などで行政の傾斜を導いたた

めしだと指摘されています。

鈴木龍雄議員は、今年二月の県議会で「同和事業は、二年度から公正、民主、公開、住民合意を原則とした地域改善対策特別措置法のもとでおこなわれているのに、県の同和対策推進協議会は昨年七月まで会合せず、「新法」について研究、検討していない。「新法」の精神でとりくんでおれば、このような問題は起きなかった」と県の怠慢と知事の責任を厳しく問い、協議会の見直しを迫りました。知事は、「今後調査していく」と答えましたが、果して知事が反省し、「新法」の精神をどう県政に反映させるのか、県民は今後に注目しています。

六月十九日には、総理府付属機関の地域改善対策協議会が意見書をおこない、そのなかで「民間運動団体の行き過ぎたいわゆる確認・糾弾」を批判していますが、「解同」県連は毎年十一月頃「差別事象確認会」と称して、自治体、各種団体、労働組合等の幹部、役員を集めて確認・糾弾の会を開き、県庁にもこれに積極的に参加するよう文書指導をしています。これも重要な問題として取り上げなければなりません。